

○東京工業大学学術国際情報センター
広報専門委員会内規

平成 16 年 4 月 1 日
運営委員会制定

(趣旨)

第 1 条 東京工業大学学術国際情報センター規則（平成 16 年規則第 78 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき、広報専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 センターのホームページに関する事項
- 二 センターの業務内容の案内、技術報告等センターの広報全般に関する事項
- 三 その他学術国際情報センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）から付託された事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 運営委員会委員のうちから運営委員会が選出した者 若干人
- 二 その他の運営委員会が必要と認めた者 若干人

(任期)

第 4 条 前条第 2 号の委員の任期は、2 年とし、重任、再任を妨げない。ただし、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、運営委員会委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第 6 条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、研究推進部情報基盤課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この内規は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この内規は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。